

令和 7 年（行ツ）第 259 号行政上告提起事件及び令和 7 年（行ヒ）
第 284 号行政上告受理申立て事件の結果について

1 事件番号等

- (1) 事件番号等 令和 7 年（行ツ）第 259 号行政上告提起事件
令和 7 年（行ヒ）第 284 号行政上告受理申立て事件
- (2) 上告人兼申立人 武藏野市の住民ほか 1 名（以下「上告人兼申立人ら」という。）
- (3) 被上告人兼相手方 武藏野市長
- (4) 決定日 令和 7 年 12 月 24 日
- (5) 裁判所名 最高裁判所第二小法廷

2 事案の概要

本件は、市において、吉祥寺本町 1 丁目 2125 番 3 の土地の取得及び吉祥寺本町 1 丁目 2103 番 3 の土地の売却を行ったことについて、違法であると主張して、当時の武藏野市長個人に対する損害賠償請求権の行使を求めた裁判の控訴審における判決に不服のある上告人兼申立人らが、原判決の破棄、上告の受理及び更なる相当の裁判を求め、執行機関である武藏野市長を被上告人兼相手方として、令和 7 年 6 月 25 日、最高裁判所に上告提起及び上告受理の申立てをした事案である。

3 決定の主文

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立て費用は上告人兼申立人らの負担とする。

4 決定の理由

(1) 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民事訴訟法第 312 条第 1 項又は第 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

(2) 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民事訴訟法第318条第1項により受理すべきものとは認められない。

担当課 都市整備部吉祥寺まちづくり事務所